

社会保険業務ご担当者の方へ

協会けんぽからのお知らせ

海外療養費支給申請書のご提出は 平成28年10月から**神奈川支部**に ご提出ください

協会けんぽでは、海外療養費の審査効率化などを目的として、各支部で実施している審査および事務処理を、平成28年10月より、神奈川支部で一括して審査等を行います。

**海外療養費支給申請のご提出は、
平成28年10月から神奈川支部にご提出ください！**
(各支部にご提出いただいても、神奈川支部に転送されます)

海外療養費とは

海外療養費は、海外旅行中や海外赴任中に急な病気やけがなどにより、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。

「海外療養費
支給申請書」
および必要な
添付書類をご
用意ください。

申請書および
添付書類を**神
奈川支部**にご
提出ください。

神奈川支部で
海外療養費の
審査を行いま
す。

神奈川支部か
ら審査の結果
を被保険者に
通知します。

平成**28**年**7**月
から

海外療養費専用の申請書でご提出ください！

海外療養費の申請書は、平成28年7月から「療養費支給申請書(立替等)」から独立しましたので、海外療養費支給申請書をご使用ください。

申請書は、協会けんぽホームページからダウンロードできます。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索



全国健康保険協会
協会けんぽ

平成28年10月からの海外療養費申請先
協会けんぽ 神奈川支部
240-8515
横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパークイーストタワー2F
海外療養費担当グループ宛

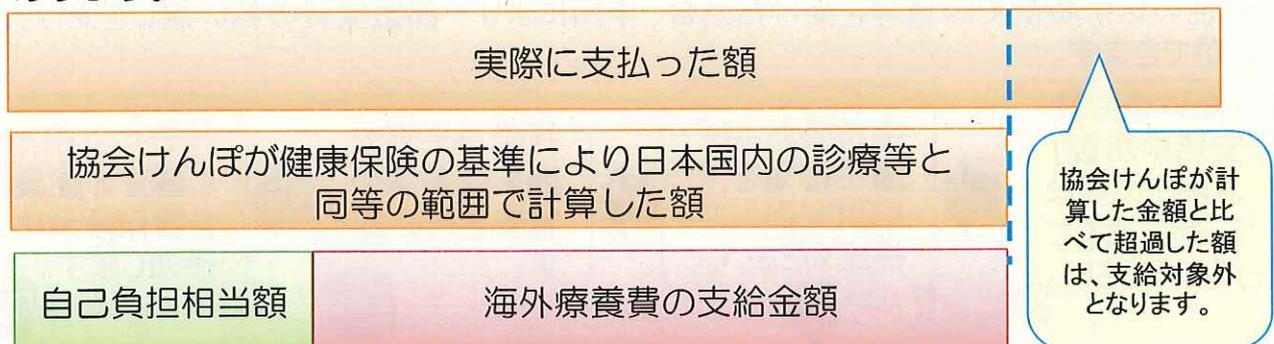
海外療養費の給付の範囲

- ★ 海外療養費の支給対象は、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため、美容整形やインプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。
- ★ 療養（治療）目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象になりません。日本で実施できない診療（治療）を行った場合でも、保険給付の対象になりません。
- ★ 海外で治療費のお支払いをした翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなりますので、ご注意ください。

海外療養費の支給金額

- ★ 日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

- 日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。



- ◇ 外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて「円」に換算して支給金額を算出します。

- ◇ 海外療養費の審査は、被保険者や海外の医療機関等に診療内容等の照会をすることがありますので、時間がかかる場合があります。

- ◇ 海外療養費の支給は、海外への直接送金はできません。事業主または日本在住のご家族の方などに受け取りを委任してください。（海外療養費支給申請書の受取代理の欄にご記入ください）